

# 福岡県公報

平成26年5月2日  
第3591号

## 目次

### 告示(第421号-第435号)

- 福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務の委託 (団体指導課) …………… 1
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5
- 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) …………… 6
- 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) …………… 8
- 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) …………… 8
- 生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退 (保護・援護課) …………… 9
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) …………… 9
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (保護・援護課) …………… 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) …………… 10
- 生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課) …………… 10
- 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) …………… 11
- 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) …………… 11

### 公 告

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (新産業振興課) …………… 11
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 12

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 12
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 13
- 落札者等の公示 (総務事務センター) …………… 13
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 13
- 建設業の営業の停止 (建築指導課) …………… 14
- 建設業の営業の一部停止 (建築指導課) …………… 14

### 人事委員会

- 平成26年度福岡県職員採用(I類・II類・III類・民間企業等職務経験者)試験の施行 (人事委員会事務局任用課) …………… 15
- 平成26年度福岡県職員採用選考試験(前期)の実施 (人事委員会事務局任用課) …………… 17

### 雑 報

- 消防設備士試験の実施 (消防防災指導課) …………… 20
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (環境保全課) …………… 20
- 平成27年度福岡県農業大学の学生の募集 (経営技術支援課) …………… 23
- 保育士試験の実施 (子育て支援課) …………… 25

## 告 示

### 福岡県告示第421号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福岡県農業改良資金貸付金及び林業・木材産業改善資金貸付金の債権回収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 委託先 ニッテレ債権回収株式会社
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号

3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**福岡県告示第422号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成26年5月2日から平成26年5月23日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 福岡県宮若市上有木1番地  
 名 称 トヨタ自動車九州株式会社  
 代表者の氏名 取締役社長 二橋 岩雄

2 事業場の所在地及び名称

所 在 地 福岡県京都郡苅田町鳥越町9番2  
 名 称 トヨタ自動車九州株式会社 苅田工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）	
能 力	3.6分／個	
工事着手予定年月日	許可後	
工事完成予定年月日	許可後	
使用開始予定年月日	許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間（昼休み2時間）	
使用時間の季節的変動の概要	なし	
特定施設の使	項 目	通常 最大

用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,500
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	-	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.8

種 類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）	
能 力		0.8分／個	
工事着手予定年月日		許可後	
工事完成予定年月日		許可後	
使用開始予定年月日		許可後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		6～24時 16時間（昼休み2時間）	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通常	最大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,500
	浮遊物質質量 (mg/ℓ)	-	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	100
りん含有量 (mg/ℓ)	-	50	

ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.45

種 類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/ℓ)	-	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.45

種 類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	1.8分/個		
工事着手予定年月日	許可後		

工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/ℓ)	-	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.7

種 類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	3.6分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	6～24時 16時間 (昼休み2時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9～10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000

染状態の通常 の値及び最大 の値	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,500
	浮遊物質 (mg/ℓ)	-	500
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	100
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	50
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.8

種 類	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号) 別表第1の65に掲げる施設 (酸又はアルカリによる表面処理施設)		
能 力	20分/個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8~19時 10時間 (昼休み1時間)		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用 時において 当該特定施設 から排出され る汚水等の汚 染状態の通常 の値及び最大 の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	-	9~10
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	2,000
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	-	3,000
	浮遊物質 (mg/ℓ)	-	400
	窒素含有量 (mg/ℓ)	-	80
	りん含有量 (mg/ℓ)	-	40
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	-	10,000
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	2,000
	汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	0	0.02

4 設置 (構造等を変更) しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場				
型 式	生物処理を主とした複合処理方式				
構 造	コンクリート構造及び鋼板構造				
主 要 寸 法	35m×20m、25m×10m				
能 力	900m <sup>3</sup> /日				
処 理 方 式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	既 設				
工事完成予定年月日	既 設				
使用開始予定年月日	既 設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0~24時 24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理 施設の使用時 における当該 汚水等の処理 施設による処 理前及び処理 後の汚水等の 汚染状態の通 常の値及び最 大の値	項 目	処理前		処理後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6~10	6~10	6~8	6~8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	26	70	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	25	85	12	15
	浮遊物質 (mg/ℓ)	53	65	16	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	14	25	12	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg/ℓ)	11	25	2	2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	-	-	10	100
汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	480	600	480	600	

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	8	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	12	15
	浮遊物質 (mg/ℓ)	16	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	12	15
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.8	1
	ノルマルヘキササン抽出物質含有量 (mg/ℓ)	2	2
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	10	100
	排出水量 (m <sup>3</sup> /日)	480	600

**福岡県告示第423号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成26年5月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	八重亀菅野線 来春	三井郡大刀洗町大字三川747番2先から 三井郡大刀洗町大字三川841番1先まで

**福岡県告示第424号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	筑紫野古賀線	前	糟屋郡須恵町大字新原20番6先から 糟屋郡須恵町大字須恵710番2先まで	9.3 ～ 45.0	1,796.5
			後	糟屋郡須恵町大字新原20番6先から 糟屋郡須恵町大字須恵710番2先まで	15.0 ～ 47.0	

**福岡県告示第425号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	飯塚間線	前	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5287番先まで	13.0 ～ 21.0	271.2
			後	宮若市山口5267番1先から 宮若市山口5287番先まで	18.0 ～ 52.0	

福岡県告示第426号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
行支42	泉高齢者相談支援センター	行橋市北泉3丁目3-3	H 26・4・1	予支援
春居89	かもめ医院博多南在宅診療所	春日市上白水6丁目30-1 ケアライフ上白水1F	H 26・3・1	居管・予居管
柳居68	平成堂薬局木元店	柳川市三橋町木元368-4	H 26・4・1	居管・予居管
田川居304	明の方薬局	田川郡糸田町1698-1	H 26・4・1	居管・予居管
宗遠居50	こころ調剤薬局	遠賀郡岡垣町大字手野117-3	H 26・1・1	居管
中居85	中間ココフル薬局	中間市土手ノ内3丁目1-8	H 26・4・14	居管・予居管
糸島地生介老6	介護老人保健施設ふくせい	糸島市高田4丁目24-1	H 26・3・1	短療・老保
糸島地生介老7	医療法人社団昭友会介護老人保健施設すみれ	糸島市神在1378-3	H 26・4・1	老保
南筑後居14	広川病院訪問看護ステーションひろかわ	八女郡広川町大字新代930	H 26・4・1	訪看・予訪介
田川居306	あやめ訪問看護ステーション	田川郡福智町弁城2127-2	H 26・4・1	訪看・予訪看
大居234	心介デイサービス	大牟田市高砂町32-10	H 26・4・1	通介・予通介

大居233	デイサービスすぎの木	大牟田市大字甘木44-1	H 26・4・1	通介・予通介
直居139	あべりあ福智の丘ヘルパーステーション	直方市湯野原2丁目15-1	H 26・4・1	訪介・予訪介
飯居331	デイサービスクレヨン	飯塚市相田615-1	H 26・3・1	通介・予通介
飯居330	ケアステーション希望	飯塚市綱分941-6	H 26・4・1	訪介・予訪介
糸島地居81	ヘルパーステーションクレヨン	飯塚市相田615-1	H 26・4・1	訪介・予訪介
田居202	ヘルパーステーション恵の友	田川市大字伊田3813-7	H 26・2・1	訪介・予訪介
八女支31	ケアプランセンターやさと	八女市稲富2-1 古賀の前コーポ201	H 26・3・1	居支
八女居104	ヘルパーステーションやさと	八女市稲富2-1 古賀の前コーポ201	H 26・3・1	訪介・予訪介
行居116	さわやか行橋式番館	行橋市北泉3丁目11-4	H 26・4・1	特生・予特生
行居114	さわやか行橋式番館	行橋市北泉3丁目11-4	H 26・4・1	通介・予通介
行居115	さわやか行橋式番館	行橋市北泉3丁目11-4	H 26・4・1	短生・予短生
筑紫居83	むさし苑ショートステイなのはな	筑紫野市湯町2丁目9-2	H 26・4・1	短生・地老福・予短生
春支23	ケアライフ上白水ケアプランセンター	春日市上白水6丁目30-1	H 26・4・1	居支
春居91	ケアライフ上白水ヘルパーステーション	春日市上白水6丁目30-1	H 26・4・1	訪介・予訪介
春居92	ケアライフ上白水デイサービスセンター	春日市上白水6丁目30-1	H 26・4・1	通介・予通介

春居87	ショートステイ さかいの樹春日 南	春日市春日10丁目51-1	H 26・3・1	短生・予短生
春居88	さかいの樹春日 南	春日市春日10丁目51-1	H 26・3・1	通介・予通介
春居90	グリーンコープ 福祉生活用品店 舗ほっと館	春日市春日原北町5丁目15 -1	H 26・4・1	福用・福販・ 予福用・予福 販
像居88	正助	宗像市東郷5丁目2-5	H 26・2・1	福用・福販・ 予福用・予福 販
宰居73	茶話本舗デイス ービス向佐野	太宰府市向佐野4丁目11- 28	H 26・3・1	通介
糸島地居 80	笑顔の家大入デ イサービス	糸島市二丈福井2768 クレ ール大入102	H 26・3・1	通介・予通介
糸島地居 79	さくらデイス ービスいとしま	糸島市神在1300-2	H 26・3・1	通介・予通介
糸島地居 78	デイスービス伊 都の里	糸島市潤4丁目562-1	H 26・3・1	通介・予通り
糸島地居 77	ヘルパーステー ション伊都の里	糸島市潤4丁目562-1	H 26・3・1	訪介・予訪介
福津居62	通所介護事業所 エルスリー福岡 福津	福津市福岡駅東2丁目9- 5	H 26・3・1	通介
福津居61	デイスービスセ ンター光源氏と 恋人達		H 26・3・1	通介・予通介
宗遠居51	せるりは遠賀	遠賀郡遠賀町大字虫生津 302	H 22・4・1	通介・予通介
み居55	社会福祉法人竹 里会 第二竹里 館デイスービス センター	みやま市瀬高町高柳256- 1	H 25・12・1	通介・予通介
み居56	社会福祉法人竹 里会 特別養護 老人ホーム第二 竹里館	みやま市瀬高町高柳256- 1	H 25・12・1	短生・予短生

み生介老 5	社会福祉法人竹 里会 特別養護 老人ホーム第二 竹里館	みやま市瀬高町高柳256- 1	H 25・12・1	老福
田川居305	有限会社直方メ ディカルサービ ス田川営業所	田川郡福智町伊方4451-1	H 26・4・1	福用・福販・ 予福用・予福 販
直居140	グループホーム なごみ直方	直方市大字植木1534-1	H 26・4・1	認共・予認共
柳居69	小規模多機能型 居宅介護貴人	柳川市大和町豊原424-1	H 26・4・1	小居
筑居48	グループホーム 野の花	筑後市大字前津1417-1	H 26・3・19	認共・予認共
大川居45	みんなの家ささ えあい川ぐち	大川市大字新田185-1	H 26・3・1	小居・予小居
行居113	グループホーム 楽生縁	行橋市大字東徳永167-11	H 26・4・1	認共・予認共
筑紫居82	特別養護老人ホ ームむさし苑地 域密着型	筑紫野市湯町2丁目9-2	H 26・4・1	短生・地老福 ・予短生
春居93	医療法人徳洲会 福岡徳洲会定期 巡回ケアステー ションぴーす	春日市桜ヶ丘4丁目23	H 26・4・1	定随訪
粕居59	地域密着型介護 老人福祉施設恵 昭園	糟屋郡須恵町大字上須恵 112-3	H 26・4・1	地老福
宗遠居52	グループホーム オアシス	遠賀郡芦屋町大字芦屋1233 -3	H 26・4・1	予認共
み居57	小規模多機能型 居宅介護太常	みやま市瀬高町泰仙寺228 -1	H 26・4・1	小居
中介49	医療法人秋桜会 新中間病院	中間市大字中間11-23	H 26・4・1	訪看・訪り・ 通り・居管・ 予訪看・予訪 り・予通り・ 予居管

糸島地居 55	友泉会ケアプラ ンセンター	糸島市志摩師吉739-1	H 26・4・1	訪介・居支・ 予訪介・予支 援
------------	------------------	--------------	----------	-----------------------

**福岡県告示第427号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
柳支23	アップルハート柳 川立花ケアセンタ ー	アップルハート柳 川立花ケアプラン センター	柳川市三橋町久末128 -1 諸藤ウエスト テナントC-102	H 26・4・1
中居15	社会福祉法人グリ ーンコープ ふく しサービスセンタ ーのぞみ	社会福祉法人グリ ーンコープ ふく しサービスセンタ ーあゆみ	中間市蓮花寺2丁目 11-30	H 26・4・1
筑紫居 7	済生会 特別養護 老人ホームむさし 苑ショートステイ	特別養護老人ホー ムむさし苑地域密 着型	筑紫野市湯町2丁目 9-2	H 26・4・1
像居47	アップルハート宗 像東訪問入浴セン ター	アップルハート宗 像訪問入浴センタ ー	宗像市須恵3丁目5 -8	H 26・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
------	-----	------	------	-------

大居28	心介ヘルパ ーステーシ ョン	大牟田市天領町1丁目 141-2	大牟田市高砂町32-10	H 26・3・24
大支70	心介ケアプ ランサービ ス	大牟田市天領町1丁目 141-2	大牟田市高砂町32-10	H 26・3・24
嘉麻居 79	ヘルパース テーション 虹の華	嘉麻市山野1278-31	嘉麻市山野603	H 26・2・15
朝倉居 14	あかつき	朝倉市甘木703-4	朝倉郡筑前町栗田1365 -1	H 26・1・1
豊居32	ホームヘル プサービス おこしかけ	豊前市大字四郎丸1308 -1	豊前市大字四郎丸1349 -6	H 26・4・1
筑紫居 61	グループホ ームあんし ん	筑紫野市紫2丁目10- 23	筑紫野市武蔵5丁目3 -23	H 26・3・24

**福岡県告示第428号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
糸島地支 15	医療法人福生会フクヨ 内科医院	糸島市高田4丁目24-1	H 26・2・28
糸島地介 療1	医療法人社団昭友会田 中病院	糸島市神在1378-3	H 26・3・31



八女介130	八女市国民健康保険直管木屋診療所	八女市黒木町木屋1879	H 26・3・31
大野介薬29	タカサキ薬局錦町店	大野城市錦町4丁目3-5	H 26・2・28
鞍居57	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターりぼんの会	鞍手郡鞍手町大字中山2451 グリーンコープ鞍手デイサービスセンター内	H 26・3・31

**福岡県告示第429号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
田川居293	あおぞら診療所	田川郡糸田町1698-1	H 26・3・31

**福岡県告示第430号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生370	はら眼科クリニック	糟屋郡篠栗町大字篠栗4915番地2	H 26・4・1
宰生94	日高小児科	太宰府市大佐野2丁目24-24	H 26・4・1
南筑後生4	宮原泌尿器科クリニック	三潞郡大木町大字八町牟田983番	H 26・4・1
柳生123	中川ごうクリニック	柳川市三橋町木元368-5	H 26・4・1
宮生28	あらまき内科クリニック	宮若市本城678番地4	H 26・4・1
宰生歯48	柴原歯科医院	太宰府市五条2丁目6-35	H 26・4・1
筑紫生歯75	ふくふくデンタルクリニック	筑紫野市大字吉木2381番地1	H 26・4・1
筑紫生歯76	Azul Dental Clinic	筑紫野市二日市中央6丁目6-20	H 26・4・1
南筑後生歯1	やました歯科医院	八女郡広川町大字広川1349-1	H 26・4・1
粕生薬153	ひかり薬局篠栗店	糟屋郡篠栗町大字篠栗4913-1	H 26・4・1
福津生薬30	すずらん薬局東福岡店	福津市若木台1丁目1番14号	H 26・4・1
春生薬59	株式会社大賀薬局 春日岡本店	春日市岡本1丁目106番2	H 26・3・1
柳生薬50	平成堂薬局 木元店	柳川市三橋町木元368-4	H 26・4・1
大生薬181	大牟田中央薬局	大牟田市天領町1丁目100番11	H 26・4・1
大生薬182	株式会社大賀薬局 大牟田天領病院前店	大牟田市天領町1丁目17-6	H 26・4・1
飯生薬158	タケシタ調剤薬局 嘉穂店	飯塚市太郎丸271番地5	H 26・4・1

宮生薬19	大信薬局 宮若店	宮若市本城1119	H 26・4・1
中生薬47	中間ココフル薬局	中間市土手ノ内3丁目1-8	H 26・4・1
春生訪5	はるのかぜ訪問看護ステーション	春日市白水ヶ丘2丁目134	H 26・1・1
田川生訪14	あやめ訪問看護ステーション	田川郡福智町弁城2127番地2	H 26・4・1
田生訪16	訪問看護ステーションビリーブ	田川市大字伊田1969-2	H 26・2・1
宗遠生訪3	この葉訪問看護ステーション	遠賀郡芦屋町江川台7-1	H 25・5・1

#### 福岡県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
行生50	フジタ皮膚科・形成外科クリニック	行橋市中央2丁目3-5	H 25・10・13
宰生歯4	花等歯科医院	太宰府市五条2丁目6-31 五条プラザ2F	H 26・3・8
福岡生歯99	医療法人もとき歯科医院	筑紫郡那珂川町大字山田字中溝1067-1	H 26・2・28
春生薬29	大津屋薬局	春日市岡本1丁目106	H 26・2・28

糸島地生薬13	有限会社アリス薬局高田店	糸島市高田4丁目2-3	H 26・2・24
---------	--------------	-------------	-----------

#### 福岡県告示第432号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
粕生349	前川泌尿器科腎臓内科	糟屋郡志免町志免中央3丁目6番22号	H 26・3・31

#### 福岡県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
柳生薬40	サンアイ調剤薬局とよはら店	柳川市大和町豊原130-3	柳川市大和町豊原130-6	H 26・2・1

## 福岡県告示第434号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生マ29	杉 邦明（マッサージ工房いやし）	直方市溝堀1丁目5-17	H 26・3・15
田生マ28	崎村 末弘（訪問マッサージ カエル）	田川市大字川宮824番地	H 26・3・3
豊生マ6	権藤 武宏（豊前訪問マッサージセンター）	豊前市大字久路土1068-1	H 26・4・21
筑紫生マ34	中野 史章（株式会社フレアス）	筑紫野市二日市西1丁目13-45 D202	H 26・4・1
田川生マ47	杉 邦明（マッサージ工房あんじゅ）	田川郡糸田町4063番地2	H 26・3・15
大生柔64	西山 真樹（まさき整骨院）	大牟田市小川町23番9	H 26・3・17
飯生柔68	鶴 正剛（つる鍼灸整骨院）	飯塚市横田460-6	H 26・3・1

## 福岡県告示第435号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の

規定により次のように告示する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
直生マ21	藤岡 誠（マッサージ工房いやし）	直方市溝堀1丁目5-17	H 26・3・15
田川生マ38	藤岡 誠（マッサージ工房あんじゅ）	田川郡糸田町4063-2	H 26・3・15
飯生柔39	白次 道明（みずえ整骨院）	飯塚市川津720-1	H 26・3・31
田生柔25	権藤 健太（よねだ鍼灸整骨院）（田川院）	田川市大字伊田3606-1	H 26・2・21
粕生柔84	山口 和宏（とみなが整骨院）	糟屋郡志免町志免4丁目24-1	H 26・2・28
宗遠生柔12	斉藤 晃成（さいとう整骨院）	遠賀郡水巻町頃末北1丁目7-1	H 26・2・28

## 公 告

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則（平成5年福岡県規則第21号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部新産業振興課に備え置きます。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

## 1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部

を改正する法律（平成24年法律第69号）の施行に伴い、福岡県立飯塚研究開発センターにおける附属設備等利用料金の額の改定を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成26年3月31日

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年4月1日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

### (1) 名称

NPO法人みろくのあゆみ

### (2) 代表者の氏名

岡野 吉郎

### (3) 主たる事務所の所在地

糸島市前原駅南1丁目26番28号

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、糸島市を拠点にして、現代社会や地域が抱える様々な課題と明確な理想を糸島市内外の地域住民に積極的に発信し、地域住民の方々と共に、誰もが安心して健康に暮らすことのできる豊かな自然環境の再生、食の安全の見直し、又、日本の伝統や文化の復興に取り組み、子供から若者、熟年に至るまで、心身ともに豊かで、活力あふれる自立した地域社会の構築に寄与することを目指します。

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字白銀字耳高4番、5番、8番から13番まで及び16番2並びに字今町42・43番合併、42番2、44番1及び44番3

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市平原町146番地

株式会社大塚食品

代表取締役 大塚 力久

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市日吉三丁目1236番4から1236番74まで並びに糟屋郡新宮町緑ヶ浜二丁目1662番1及び1662番5から1662番59まで

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前一丁目31番17号

株式会社サンコービルド

代表取締役 園村 剛二

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
 (第一工区) 田川郡添田町大字添田字フケ978番5から978番7まで、字ツル979番10から979番12まで及び993番3から993番5まで並びに字大川田981番9から981番12まで、983番6、983番8から983番11まで、984番2、984番5、984番6、985番1、987番2及び988番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
 田川郡添田町大字添田2151番地  
 添田町長 寺西 明男

公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
宮ノ陣土地改良区	平成26年4月16日

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称  
 福岡県財務会計システム統合保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 (1) 部局の名称  
 福岡県総務部総務事務センター
- (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日  
 平成26年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所  
 (1) 氏名  
 株式会社KCC
- (2) 住所  
 福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)  
 74,282,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
 政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
 福岡市字恵下ノ下327番1の一部、327番3の一部、327番5から327番8までの一部、328番1の一部、328番2の一部、328番4から328番8までの一部、329番1の一部、329番4の一部及び329番5の一部並びに字福岡町5334番の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
 福岡市博多区上牟田2丁目11番24号  
 大和ハウス工業株式会社 福岡支社  
 支社長 下西 佳典

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成26年4月17日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社セイブ産業	福岡県鞍手郡鞍手町大字木月3216-1	久野 美加	平成22年8月8日 福岡県知事許可（般-22） 第94031号

- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲  
建設業に係る営業の全部

(2) 停止期間  
平成26年5月1日から平成26年6月13日までの44日間

- 4 処分の原因となった事実  
有限会社セイブ産業は、特定建設業者以外の建設業を営む者と、その情を知って下請代金の額が建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第7号に該当すると認められる。

また、特定建設業の許可を受けずに、同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

さらに、平成24年9月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（技術職員の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成26年5月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 処分をした年月日  
平成26年4月17日
- 2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社第一建設工業	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2446-24	阿高 諒一	平成22年1月12日 福岡県知事許可（般-21） 第104715号

- 3 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間  
平成26年5月1日から平成26年5月14日までの14日間

- 4 処分の原因となった事実  
株式会社第一建設工業は、特定建設業者以外の建設業を営む者と、その情を知って下請代金の額が同法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第7号に該当すると認められる。

また、特定建設業の許可を受けずに、同法第3条第1項第2号の政令で定める金額

以上となる下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 人事委員会

### 公告

福岡県職員採用（Ⅰ類・Ⅱ類・Ⅲ類・民間企業等職務経験者）試験を別表のとおり施行する。

平成26年5月2日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

平成26年度福岡県職員採用試験

回数	種類	試験区分	受験資格		試験日	試験科目	試験地	合格者発表		受付期間	試験の特例等	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他	
								発表日	発表の方法						
164	I類	行政学校事務 児童福祉 土木建築 機械学 農業土木 産業 林業 畜産 水産 獣医 薬師 薬剤師 栄養士	年齢	①昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 ②平成3年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者	第1次	6月22日	福岡市 東京都	第1次	7月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成26年5月19日から平成26年5月30日まで。 なお、郵送による申込みは平成26年5月30日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成26年5月19日から平成26年5月27日まで。	I類行政及び学校事務、II類（農業を除く。）並びにIII類（土木及び林業を除く。）については、点字による試験（試験地は福岡市に限る。）及び拡大文字による試験を実施する。	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県民情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関 ・県税事務所（博多、北九州東、北九州西、田川、飯塚・直方、久留米） ・保健福祉環境事務所（宗像・遠賀、南筑後） ・保健福祉事務所（糸島） ・農林事務所（福岡、朝倉、八幡、筑後、行橋） ・県土整備事務所（福岡、南筑後、直方、京築、八女、那珂）	福岡県人事委員会事務局 この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局を行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。		
				上記以外	①昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 ②平成5年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者又は平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者	第2次								7月中旬 8月上旬	
			資格・免許	児童福祉	児童福祉司の任用資格を有する者又は平成27年3月までに資格を取得する見込みの者	第2次	8月中旬	福岡市	最終					8月中旬	論文試験 人物試験 身体検査 資格調査
				獣医師 薬剤師	それぞれの免許を有する者又は平成27年5月までに免許を取得する見込みの者										
				栄養士	管理栄養士の免許を有する者又は平成27年5月までに免許を取得する見込みの者										
II類	農業	平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者													
165	民間企業等職務経験者	行政	昭和30年4月2日以降に生まれた者で、平成26年6月末日現在民間企業等における職務経験を5年以上有する者	第1次	8月24日	福岡市 東京都	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成26年7月14日から平成26年7月25日まで。 なお、郵送による申込みは平成26年7月25日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成26年7月14日から平成26年7月22日まで。	⑦各大学、短大等の就職担当窓口 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。					
			第2次	11月上旬	福岡市	最終	11月下旬								
166	II類	行政事務 学校事務 警察事務	平成元年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	第1次	9月28日	福岡市	第1次	10月上旬	①持参又は郵送の場合は、平成26年8月18日から平成26年8月29日まで。 なお、郵送による申込みは平成26年8月29日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成26年8月18日から平成26年8月26日まで。	⑦各大学、短大等の就職担当窓口 ※①については郵送による申込用紙の請求もできる。 ※⑦については民間企業等職務経験者採用試験を除く。					
				第2次	10月中旬	福岡市	最終	11月下旬							
166	III類	一般事務 学校事務 警察事務 土木 林業	平成3年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者（ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。）	第1次	9月28日	福岡市 久留米市 飯塚市 北九州市	第1次	10月上旬							
				第2次	10月中旬	福岡市	最終	11月下旬							

(注1) 地方公務員法第16条に該当する者及び日本国籍を有しない者は、上表の採用試験を受けることができない。

(注2) 上表中「大学」とは、学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）、防衛大学校、防衛医科大学校、水産大学校、海上保安大学校その他人事委員会が認めるものをいう。

(注3) 民間企業等職務経験者採用試験の「民間企業等における職務経験」とは、会社員又は自営業者として6ヶ月以上継続して就業すること（1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。）その他人事委員会が認めるものをいう。  
なお、現に福岡県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。）である者はこの試験を受験することができない。



---

**公告**

福岡県職員採用選考試験（前期）を別表のとおり実施する。

平成26年5月2日

福岡県人事委員会委員長 簗 田 孝 行

平成26年度福岡県職員採用選考試験（前期）

職種・区分	職務内容	採用時勤務予定場所	受験資格			試験日	選考種目	試験地	合格者発表		受付期間	申込用紙等の配布場所	試験の申込先	その他
			保健師免許を有する者又は平成27年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和60年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者				発表日	発表の方法				
保健師	保健師業務	保健福祉環境事務所等		保健師免許を有する者又は平成27年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和60年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者					①持参又は郵送の場合は、平成26年5月19日から平成26年5月30日まで なお、郵送による申込みは平成26年5月30日までの消印のあるものに限る。 ②インターネットの場合は、平成26年5月19日から平成26年5月27日まで	①福岡県人事委員会事務局 ②福岡県庁1階総合案内、県情報センター ③アクロス福岡2階文化観光情報ひろば ④福岡市役所1階福岡市情報プラザ ⑤東京、大阪の各福岡県事務所 ⑥県内の県の出先機関	福岡県人事委員会事務局	この試験の問い合わせは、福岡県人事委員会事務局に行うこと。 試験の詳細については、別に試験案内を交付する。
看護師	看護師業務	粕屋新光園（医療型障害児入所施設）		看護師若しくは准看護師免許を有する者又は平成27年5月までに免許を取得する見込みの者	昭和54年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者								
研究職員	化学B（表面処理）	次世代金属材料における化成処理、めっき、電解研磨、溶射等の表面処理に関する研究及び試験、技術指導	工業技術センター（機械電子研究所）	次世代金属材料における表面処理技術に関する学科	大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者若しくは平成27年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 ②平成3年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は平成27年3月までに修了見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者							
	化学D	環境保全（大気、水質、土壌及び放射線等）に関する調査、試験及び研究	保健環境研究所等	分析化学、環境化学、放射線等に関する学科	大学において、左に掲げる学科等を修めて卒業した者若しくは平成27年3月までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者 ②平成3年4月2日以降に生まれた者であって、大学において、左に掲げる学科等を修めて卒業した者又は平成27年3月までに卒業見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者							
	薬学	食品、医薬品、化学物質を対象とした理化学的な試験及び研究		薬理学、衛生化学、公衆衛生学、生物化学、分析化学に関する学科										
	獣医師	感染症や食中毒の原因究明のための微生物的検査、遺伝子検査、病理学検査、感染動物実験、免疫学検査及び調査研究		獣医学科										
児童自立支援専門員	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園		福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第78条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成27年5月までに資格を取得する見込みの者	昭和54年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者								

第1次

7月中旬

第1次

第1次

第1次

第1次

職業指導員	自動車整備科	自動車整備士養成施設としての自動車の構造、整備法、検査法及び故障探求等に関する職業訓練指導	県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校	職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者  (自動車整備科は自動車整備科の職業訓練指導員免許 電気工事は電気工事科の職業訓練指導員免許 建築科は建築科の職業訓練指導員免許 木工科は木工科の職業訓練指導員免許 左官科は左官・タイル科の職業訓練指導員免許 被服科は洋服科・縫製科のいずれかの職業訓練指導員免許)	昭和54年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者	第2次	7月下旬～8月上旬	保健師は 論文試験 人物試験 身体検査 資格調査 看護師は 作文試験 人物試験 身体検査 資格調査 研究職員及び児童自立支援専門員は 人物試験 身体検査 資格調査 職業指導員は 実技試験 人物試験 身体検査 資格調査	福岡市	最 終	8月中旬
	電気工事科	電気工事士養成施設としての電気理論、電気機器、電気工事、自動制御等に関する職業訓練指導										
	建築科	木造建築物における建築工学、建築設計、施工法及び建築材料等に関する職業訓練指導										
	木工科	木材の加工、組立て、装飾及び塗装等木材加工品の製作等に関する職業訓練指導										
	左官科	建築構造、建築設備、建築製図、材料、左官・タイル施工実習等に関する職業訓練指導										
	被服科	アパレル製品(婦人服・子供服・男子服・ワイシャツ等)の企画、デザイン、製図、縫製に関する職業訓練指導										

(注1) この試験を受験できない者  
 ・地方公務員法第16条に該当する者  
 ・職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものをいう。

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき福岡県知事から委任された消防設備士試験について、次のとおり公示する。

平成26年5月2日

一般財団法人消防試験研究センター  
理事長 鈴木 良一

1 実施種類

甲種（特類、第一類、第二類、第三類、第四類、第五類）及び乙種（第一類、第二類、第三類、第四類、第五類、第六類、第七類）

2 受験地、試験会場、実施年月日

受験地	試験会場	実施年月日
福岡地区	福岡市城南区七隈8-19-1 福岡大学	平成26年7月13日（日曜日） 午前10時から
筑豊地区	田川市伊田4395 福岡県立大学	
北九州地区	北九州市八幡西区自由ヶ丘1-8 九州共立大学	平成26年8月3日（日曜日） 午前10時から

3 受験申請期間及び受験申請先

申請方法	受験申請期間	受験申請先	摘要
書面申請	5月16日から 5月29日まで (締切日消印有効)	(一財)消防試験研究センター福岡県支部 福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階	郵送もしくは 窓口持参
電子申請	5月13日9時から 5月26日17時まで	(一財)消防試験研究センター <ホームページアドレス> <a href="http://www.shoubo-shiken.or.jp">http://www.shoubo-shiken.or.jp</a>	

4 受験願書等の配置場所（書面申請の場合）

(一財)消防試験研究センター福岡県支部及び福岡県内各消防本部

5 問合せ先

(一財)消防試験研究センター福岡県支部

郵便番号 812-0034

福岡市博多区下呉服町1-15 ふくおか石油会館3階

電話番号 092-282-2421

福岡県環境審議会公告

大牟田市内河川に係る水質環境基準の類型指定見直しについて、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成26年5月2日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

1 意見募集の対象

大牟田市内河川に係る水質環境基準の類型指定見直しに係る答申（案）

2 答申（案）の概要

今回の類型指定見直しの検討結果は以下のとおりである。

水域名称 (範囲)	現類型 (S47.50指定)	BOD 達成状況	利水状況		水質の 方向性	水域類型 見直し案
			当初指定時	現在		
大牟田川 (大牟田川港湾区 域を除く全域)	E	B類型を 5年以上 達成	環境保全	環境保全	改善方向	B
諏訪川下流 (潮止堰から下流)	D	B類型を 5年以上 達成	環境保全	農業用水	改善方向	B

3 答申案の閲覧場所等

(1)~(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1 行橋総合庁舎内）

(6) 福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)

4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から平成26年5月16日（金）まで（必着）

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住 所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）kanho@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先：092-643-3359

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

## 公告

平成27年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように募集する。

平成26年5月2日

福岡県農業大学校長 西園清志

### 1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	学生数の基準
養成科	50人	野 菜	20人
		花 き	5人
		果 樹	5人
		水田経営	5人
		畜 産	5人
		総 合	10人

### 2 修業年限 2年

### 3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

#### (1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（平成27年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（平成27年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 志操堅固、身体強健な者で次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 農業に就業する意欲を有している者

(イ) 農業技術指導者を志し地域農業の振興に意欲を有している者

#### (2) 試験

試験は、一般入学試験及び推薦入学試験（総合コースは除く。）とする。

## ア 試験日程

	一般入学試験	推薦入学試験
願書受付	平成26年11月14日（金） ～11月28日（金）	平成26年9月19日（金） ～10月3日（金）
	・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。 ・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。	
試験日	平成26年12月12日（金）	平成26年10月22日（水）
合格発表	平成26年12月19日（金）	平成26年10月29日（水）

## イ 一般入学試験

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

日 時	科 目 等	場 所	
平成26年12月12日 （金曜日）	午前9時10分～ 午前10時10分	国語（国語総合）	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時20分～ 午前11時20分	数学（数学Ⅰ）	
	午前11時30分～ 午後0時30分	生物Ⅰ、化学Ⅰ、農 業（農業科学基礎） のうちいずれか1科 目を選択	
	午後1時10分～	面接	

注）各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず、不合格とする。

#### (ウ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号電話092-643-3495）。

郵送によって受験願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（縦31cm

、横22cm以上の大きさで、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの。)を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

- |   |    |
|---|----|
| (a) 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。）                            | 1部 |
| (b) 農業経営規模調書（所定の様式によること。）                               | 1部 |
| (c) 意見書（所定の様式で受験者の住所地を管轄する普及指導センター長が作成して封印したもの。）        | 1部 |
| (d) 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、392円切手を貼ったもの。） | 2枚 |

c 受験票の発送

受験票は、12月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般入学試験合格者の受験番号を平成26年12月19日（金曜日）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 総合コースを除く定員の概ね2分の1以内

(イ) 推薦の要件

3の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げる a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 高等学校を平成27年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 学業成績が優秀で、人物及び健康状態が優れており、学校長が責任をもって推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者

b 高等学校を平成27年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 人物及び健康状態が優れており、市町村長又は農業協同組合長が責任をもって推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 営農意欲がおう盛で、福岡県農業大学校卒業後、県内で就農が確実な者
- (ウ) 日時、方法及び場所

日 時		方 法	場 所
平成26年10月22日 (水曜日)	午前9時30分～ 午前10時30分	小論文（800字程度）	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	午前10時45分～	面接	

(エ) 受験手続

a 受験願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

一般入学試験に同じ。

b 受験の申込方法

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。

なお、受験手数料は無料とする。

(a) 高等学校を平成27年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの

- |  |    |
|--|----|
| i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。）   | 1部 |
| ii 農業経営規模調書（所定の様式によること。）   | 1部 |
| iii 意見書（所定の様式で受験者の住所地を管轄する普及指導センター長が作成して封印したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の普及指導センター長が作成したものでも可とする。） | 1部 |
| iv 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は自由とする。）   | 1部 |
| v 返信用封筒（縦23.5cm、横12cm程度の封筒に受験者のあて先を明記し、392円分の切手を貼ったもの。）  | 2枚 |



(b) 高等学校を平成27年3月卒業見込み以外の者にあつては、次に掲げるもの

- |  |    |
|--|----|
| i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。）   | 1部 |
| ii 農業経営規模調書（所定の様式によること。）   | 1部 |
| iii 意見書（(a)のiiiに同じ。）   | 1部 |
| iv 推薦書（所定の様式で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） | 1部 |
| v 返信用封筒（(a)のvに同じ。）   | 2枚 |

c 受験票の発送  
受験票は、10月上旬に発送する。

(オ) 合格者の発表

推薦入学試験合格者の受験番号を平成26年10月29日（水曜日）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示するほか、文書をもって本人に通知する。

(カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。

この場合、受験願書、農業経営規模調書（志望する専攻コースを変更する場合のみ）、返信用封筒を再提出すること。

#### 4 在学中に行う研修等

大型特殊自動車免許（農耕用）、危険物取扱者（乙種4類）、農業用品目毒物劇物取扱者、家畜人工授精師（畜産コースのみ）、フォークリフト運転技能講習、小型車両系建設機械運転業務特別教育講習等の免許や資格取得のための研修や講習を行う。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成26年5月2日

一般社団法人全国保育士養成協議会

会長 山崎 美貴子

#### 1 試験日

筆記試験 平成26年8月9日（土）・10日（日）

実技試験 平成26年10月19日（日）

※自然災害等により試験日を延期することがあります。

#### 2 受験申請書受付期間及び提出方法

##### (1) 受付期間

平成26年4月1日（火）から平成26年5月14日（水） ※5月14日（水）消印まで有効

※期限を過ぎてからの受験申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

##### (2) 提出方法

受験申請書及び関係書類は、必ず一括して指定の専用封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

注意1：簡易書留による郵送のみの受付となります。必ず郵便局の窓口から簡易書留にて郵送してください。

注意2：簡易書留による郵送以外（普通郵便やメール便等）で発送しないでください。

注意3：1つの受験申請専用封筒で受験申請できるのは1人分とします。

注意4：提出された受験申請書等は、返却できません。

注意5：受験申請提出後の内容変更は一切受け付けられません。

#### 3 試験会場

筆記試験 九州産業大学

福岡市東区松香台2-3-1

実技試験 学校法人 福岡女学院

福岡市南区日佐3-42-1

●試験会場への交通アクセスは、『受験票』に掲載します。

●試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

●試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

●交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間

等は各自で確認をし、余裕をもって来場してください。

- 受験申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。
- 試験会場は会場の都合や受験者の増加により、変更・追加になる場合があります。

#### 4 試験の概要

##### (1) 試験日と試験科目

###### 筆記試験

試験日	試験科目	入室時間	試験時間
8月9日(土)	保育原理	9:20	9:30~10:30
	教育原理	10:50	11:00~11:30
	社会的養護	11:50	12:00~12:30
	児童家庭福祉	13:20	13:30~14:30
	社会福祉	14:50	15:00~16:00
8月10日(日)	保育の心理学	9:20	9:30~10:30
	子どもの保健	10:50	11:00~12:00
	子どもの食と栄養	12:50	13:00~14:00
	保育実習理論	14:20	14:30~15:30

実技試験 ※幼稚園教諭免許所有者を除く、筆記試験全科目合格者のみ行います。

10月19日(日)	音楽表現に関する技術・造形表現に関する技術・言語表現に関する技術 (幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に必ず2分野を選択する。)
-----------	---

※集合時間等については、実技試験受験票にて確認してください。

##### (2) 配点及び合格基準

- 各科目・分野において、満点の6割以上を得点した者を合格とします。
- 『教育原理』および『社会的養護』は、両科目とも同年に満点の6割以上を得点した者を合格とします。
- 筆記試験は、マークシート方式にて行います。
- 筆記試験における法令等については、平成26年4月1日以前に施行されたものに

基づいて出題します。

###### 筆記試験

試験科目	満点
保育原理	100
教育原理	50
社会的養護	50
児童家庭福祉	100
社会福祉	100
保育の心理学	100
子どもの保健	100
子どもの食と栄養	100
保育実習理論	100

###### 実技試験

試験分野	満点
音楽表現に関する技術	50
造形表現に関する技術	50
言語表現に関する技術	50

##### (3) 筆記試験について

###### ① 当日の持ち物（試験中机上に置けるもの）

- ・受験票  
※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。
- ・HB～Bの鉛筆またはシャープペンシル  
※鉛筆またはシャープペンシル以外での記入は0点になる場合があります。
- ・消しゴム
- ・腕時計（アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のないもの。置時計不可）

机の上に、筆箱、携帯電話等を置くことを禁止します。（時計としての使用も禁止）

音（アラーム等）を発するものの試験教室への持ち込み・使用は禁止します。  
携帯電話を試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。

- ② 試験会場への入場開始は、午前8時30分からとします。  
※試験会場への入場は、受験者本人に限ります。
- ③ 試験開始10分前までに試験教室へ入室してください。
- ④ 試験中の途中入室・途中退室について  
途中入室：試験開始後20分までは入室を認めます。  
途中退室：試験開始後30分～終了5分前までは、挙手により退室を認めます。  
※『教育原理』・『社会的養護』は、途中退室は認めません。
- ⑤ 試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装で来場してください。

#### (4) 実技試験について

- ① 受験票は必ず持参してください。  
※受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。
- ② 受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。
- ③ 試験会場への入場開始は、受験票記載のガイダンス開始時刻の30分前からとします。  
※1 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。  
※2 会場により入場時間が異なる場合があります。
- ④ 各自の実技試験開始の時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。
- ⑤ 会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。
- ⑥ 試験会場内では、音や声を出す練習はできません。

#### 音楽表現に関する技術

##### 課題曲

ア.『おつかいありさん』（作詞 関根栄一・作曲 團伊玖磨）

イ.『おへそ』（作詞・作曲 佐々木美子）

- 幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いする。
- ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。（楽譜の持込

可）

- ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものをを用いる。
- ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。
- いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調してもよい。  
注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。  
注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。  
カポタストの使用は可。  
注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

#### 造形表現に関する技術

『保育の一場面を絵画で表現する』

- 表現に関する問題文と条件を試験の当日に提示します。
- 当日示される問題文で設定された一場面を、条件を満たして表現しなさい。

注意1：当日の持ち物（試験中机上に置けるもの）

- ・ 鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）
- ・ 色鉛筆（12～24色）

※水性色鉛筆の使用も可としますが、水分を塗布することは禁止します。

また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。

- ・ 消しゴム
- ・ 腕時計（アラーム等の音が鳴らないもの。計算機、電話等の機能のついていないもの。置時計不可）

※携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

※受験者の間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように

注意してください。

注意2：試験時間は45分です。

注意3：解答用紙の大きさはA4判とします。絵を描く欄の大きさは縦横19cmで、紙の種類は試験の当日に掲示します。

**言語表現に関する技術**

『3歳児クラスの子どもに「3分間のお話」をすることを想定し、下記の1～4のお話のうち一つを選択し、子どもが集中して聴けるようなお話を行う。』

ア. 『うさぎとかめ』

イ. 『おむすびころりん』

ウ. 『3びきのこぶた』

エ. 『にんじん、ごぼう、だいこん』

- 子どもは20人程度が自分の前にいることを想定する。
- お話の編集、展開に特にきまりはありませんが、3分になるようにまとめてください。

注意1：題名は開始合図のあと、一番最初に子どもに向けて言ってください。

注意2：絵本・道具（台本・人形）等の使用は一切禁止です。絵本を読んだり、道具を使ったりした場合は、不正行為になりますので注意してください。不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

注意3：3分間は退出できません。時間は係員が計ります。

注意4：子どもに見立てた椅子を前方に用意します。

5 受験申請手続

(1) 受験手数料及び支払方法について

受験手数料

12,905円（内訳：受験手数料12,700円＋受験の手引き郵送料205円）

※幼稚園教諭免許所有者で筆記試験が全て免除の方は、以下の手数料となります。

。

【手数料】2,605円（内訳：受験手数料2,400円＋受験の手引き郵送料205円）

「保育士試験受験の手引き」に同封の払込取扱票（3連式）により、郵便局の窓口にて所定の金額を払い込み、振替払込受付証明書を切り離し、受験申請書（裏面）の指定位置に貼付してください。

注意1：振込手数料は、受験申請者の負担となります。

注意2：ATMでの払い込みはしないでください。また、現金・現金書留・郵便小為替・収入印紙では受け付けできません。（データ管理の都合上、ATMではなく、窓口にて払い込み願います。）

注意3：受験手数料の返金はできません。

注意4：収納印（受付局日付）が押印されていない振替払込受付証明書は、受け付けできません。

注意5：振替払込請求書兼受領証と書留・特定記録郵便物等受領証（簡易書留にて送る際に窓口で記入し、控えを渡されます。）は、筆記試験受験票（もしくは筆記試験結果通知書、または合格通知書）が届くまで大切に保管してください。受験申請書の未着や払い込みの確認の際に必要です。

(2) 受験資格及び必要書類一覧

① 初めて受験する方（平成24年及び平成25年に合格科目がない方も含む）

該当する受験資格を下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

改姓改名された方：必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

（戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。）

区分	区分No.	受験資格	必要書類（全て原本）
	A-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書（卒業証書等不可）

学 校 教 育 法 に よ る	大 学 (学部・学科不問、別科不可)	A-2	大学院在学もしくは修了した者	学校発行の在学(修了)証明書(修了証明書等不可)
		B-1	2年以上在学かつ62単位以上修得済の者(大学卒業が見込まれる者・中退者も含む)	「保育士試験受験の手引き」に同封の「62単位以上修得(見込)証明書」 注1:見込み受験の方は、下記※1参照 注2:「62単位以上修得(見込)証明書」が提出できない場合は※2参照
		B-2	2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者	
		B-3	1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者	
		B-4	1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者	
			編入学した者	
	短期大学※3 (学科不問、別科不可)	C-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
		C-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
		C-3	短期大学専攻科在学もしくは修了した者	学校発行の在学(修了)証明書(卒業証書等不可)
	専修(専門)学校 各種学校 (学科不問) (修業年限2年以上)	D-1	専修学校の専門課程・各種学校を卒業した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑤-(ア)参照)	「保育士試験受験の手引き」に同封の「専修学校/各種学校卒業(見込)証明書(卒業証書等不可)」 注1:学校発行の卒業(見込)証明書は不可 注2:見込み受験の方は、下記※1参照
D-2		専修学校の専門課程・各種学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑤-(イ)参照)		
D-3		平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑤-(ウ)参照)		
高等専門学校	E-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)	
	E-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)	

高等学校専攻科 (修業年限2年以上)	F-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	F-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
中等教育学校 後期課程専攻科 (修業年限2年以上)	G-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	G-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
特別支援学校 専攻科 (修業年限2年以上)	H-1	卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	H-2	最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書(下記※1参照)
高等学校卒業	J-1	平成3年3月31日以前に、卒業した者	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)
	J-2	平成8年3月31日以前に保育科を卒業した者	
高等学校卒業 + 勤務経験※4	K-1	平成3年4月1日以降に高等学校卒業後、(保育科は平成8年4月1日以降)児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑦参照)	学校発行の卒業証明書(卒業証書等不可)と、「保育士試験受験の手引き」に同封の「児童福祉施設勤務証明書」
		L-1	児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事した者 (詳細は9受験資格詳細(1)の⑧参照)
放課後児童クラブ勤務者 (学童保育)	M-1	※注5	都道府県知事発行の保育士試験受験資格認定証のコピー
認可外保育施設勤務者	M-2	※注6	
その他	・大専校、短期大専校を卒業した者		受験申請前に必ず保育士試験事務センターに連絡してください。
	・外国の大学、短期大専校を卒業した者		受験申請前に必ず保育士試験事務センターに連絡してください。

上記に該当しない方は、受験申請前に保育士試験事務センターへお問い合わせください。

※注1 見込み受験をした者について、今年度中に卒業できなかった場合、62単位以上修得できなかった場合、あるいは在学2年間に満たなかった場合、合格（一部科目合格）は無効となります。

※注2 「保育士試験受験の手引き」に同封の「62単位以上修得（見込）証明書」が提出できない場合は、学校発行の証明印のある「62単位以上修得（見込）を証明する書類（成績証明書等）」と「在学証明書（在学期間がわかるもの）」を提出してください。

※注意62単位以上修得見込みで、単位修得証明書や成績証明書を提出される場合は、現在履修中の単位も含め、62単位以上修得見込み（履修登録されていること）が確認できる証明書を提出してください。

※注3 短期大学に2年以上在学かつ62単位以上修得し中退した方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

※注4 認定こども園での勤務経験がある方は、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

※注5 勤務先が下記の「放課後児童クラブ」に該当し、9受験資格詳細(3)の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、都道府県知事への受験資格認定手続きを行い、認定が下りれば受験できます。

勤務先が下記の「放課後児童クラブ」に該当するかについては、事業を実施している各自治体（市区町村）にお問い合わせください。該当する場合は、受験申請前に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

●「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号）に規定する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」

※注6 勤務先が9受験資格詳細(3)の①(オ)の条件に該当し、9受験資格詳細(3)の①または②に記載の勤務年数、総勤務時間数をともに満たしている場合、都道府県知事への受験資格認定手続きを行い、認定が下りれば受験で

きます。

勤務先が9受験資格詳細(3)の①(オ)に該当するかについては、勤務先施設または施設所在の都道府県にお問い合わせください。

注意：都道府県知事への受験資格認定手続きに使用する「受験資格認定申請書」、「認可外保育施設勤務証明書」を提出しても受験できません。不明な点は、保育士試験事務センターまでお電話にてお問い合わせください。

② 平成24年・平成25年に一科目以上合格された方

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許をお持ちの方は③も併せて参照してください。

免除対象者	必要書類（原本不可）	免除内容
平成24年一部科目合格者	①平成24年一部科目合格通知書のコピー	・平成24年に合格した科目
平成25年一部科目合格者	②平成25年一部科目合格通知書のコピー	・平成25年に合格した科目
平成24年及び平成25年一部科目合格者	以下①、②両年の通知書が必要 ①平成24年一部科目合格通知書のコピー ②平成25年一部科目合格通知書のコピー	・平成24年及び平成25年に合格した科目

※上記一部科目合格通知書のコピーを提出した方は、「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）を提出する必要はありません。

※「子どもの保健」の免除については、「保育士試験受験の手引き」をご覧ください。

※平成24年に「小児保健」のみ合格されている方は、その一部科目合格通知書のコピーを提出していただくことで、「①初めて受験する方」に記載の必要書類（卒業証明書等）を提出する必要はありません。ただし、免除科目はありません。

※免除申請科目の再受験を希望して、再受験科目が不合格または欠席した場合で

も、平成24年・平成25年に合格した科目の免除が有効であることに変わりありません。

※受験申請書への記入及び必要書類の添付がない場合は、合格科目があっても免除できない場合があります。

③ 幼稚園教諭免許をお持ちの方

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、それぞれ必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許所有者（臨時免許を除く）は、免除申請をすることにより、「保育の心理学」「教育原理」「実技試験」が免除となります。（免許の種類〈1種、2種、専修〉による免除科目の違いはありません。）

上記以外の残りの科目についても、指定保育士養成施設（※注1）において科目履修等により筆記試験に対応する教科目を修得した場合は、免除申請することにより、該当の筆記試験科目が免除されます。

修得した教科目が、筆記試験科目に対応するかどうかは、卒業した（教科目を修得した）学校（養成施設）に確認してください。

なお、今年の保育士試験までは、経過措置により改正前の教科目に該当する教授内容を修得した場合（改正後の教科目に該当する教授内容を満たしていない場合）でも、免除申請することにより、改正後の試験科目の受験を免除することができます。

また、幼稚園教諭免許所有者における保育士資格取得特例（特例制度）により、特例対象施設（幼稚園等）において「3年以上かつ4,320時間以上」の「実務経験」を有する方は「保育実習理論」が免除され、指定保育士養成施設における「学び」を行うことにより該当の試験科目が免除されます。詳しくは「保育士試験受験の手引き」に同封される「平成26年保育士試験からの変更点」を参照してください。

改姓・改名された方：必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。

（戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。）

	免除対象者	必要書類	免除内容
A	幼稚園教諭免許所有者	以下の①、②両方の書類が必要 ※特例制度対象者は、併せて下記「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（特例制度）対象者の必要書類」が必要 ①「幼稚園教諭免許状（※注2）のコピー」（公印が写るように） 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止 + ②次のいずれかに該当する必要書類 ●初受験者→「卒業証明書等の原本」 ●一部科目合格者→「一部科目合格通知書のコピー」	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験
B	幼稚園教諭免許所有者 + 指定保育士養成施設（※注1）での科目履修等により教科目を修得した者	以下の①、②、③すべての書類が必要 ※特例制度対象者は、併せて下記「幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（特例制度）対象者の必要書類」が必要 ①「幼稚園教諭免許状（※注2）のコピー」（公印が写るように） 注意：原本・感熱紙不可、カラーコピー禁止 + ②教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書の原本」 注意：「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。 + ③次のいずれかに該当する必要書類 ●初受験者→「卒業証明書等の原本」 ●一部科目合格者→「一部科目合格通知書のコピー」	・保育の心理学 ・教育原理 ・実技試験 + ・幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書に記載された試験免除科目（※注3）

※注1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）

※注2 教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書でも結構です。幼稚園教諭免許状を交付した各都道府県の教育委員会が発行しています。

※注3 証明書に記載の試験免除科目等は提出前に必ず確認してください。  
 （幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例（特例制度）対象者の必要書類）

下表にて、該当する免除内容を確認の上、提出してください。

特例対象者	必要書類	免除内容
特例対象施設にて3年以上かつ4,320時間（※注1）勤務をした者	以下①、②両方の書類が必要 ①上記表の「A」か「B」、いずれかに該当する必要書類 + ②特例対象施設が発行した「実務証明書の原本」 ※下記特例対象施設一覧の(7)で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書（※注2）の原本」も併せて必要。	・上記表の「A」か「B」の免除科目 + ・保育実習理論
特例対象施設にて3年以上かつ4,320時間（※注1）勤務をした者 + 指定保育士養成施設で特例制度における教科目を修得した者※注3	以下①、②、③すべての書類が必要 ①上記表の「A」か「B」、いずれかに該当する必要書類 + ②特例対象施設が発行した「実務証明書の原本」 ※下記特例対象施設一覧の(7)で勤務の場合、「特例制度対象施設証明書（※注2）の原本」も併せて必要。 + ③特例制度における教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例制度）の原本」 注意：「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。	・上記表の「A」か「B」の免除科目 + ・保育実習理論 + ・幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書（特例制度）に記載された試験免除科目（※注4）

※注1 受験申請の時点で、「3年以上かつ4,320時間以上」の実務経験が必要です。

※注2 下記の特例対象施設の(7)で勤務の場合に必要です。（特例対象施設であ

ることを都道府県等が証明する書類です。）

※注3 特例教科目ではなく、通常の養成課程の教科目（告示に定める教科目）を修得していた場合、特例教科目を修得していなくても免除になる場合があります。修得した教科目が筆記試験科目に対応するかどうかは、科目を履修した指定保育士養成施設に確認してください。

※注4 証明書に記載の試験免除科目等は提出前に必ず確認してください。

改姓・改名された方：必要書類に旧姓（旧名）が記載されている方（現姓及び旧姓両方の記載がある場合も必要）は、旧姓と現姓の両方が記載されている公印のある戸籍抄本等の原本を提出してください。  
 （戸籍抄本等で複数ページに綴られている場合は全ページ提出してください。）

特例対象施設一覧

- (1) 幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）  
 学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚部含む）
- (2) 認定こども園  
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）により認定された認定こども園
- (3) 保育所  
 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- (4) 公立の認可外保育施設  
 国、都道府県、市町村が設置する施設であって、児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（同項に規定する保育所を除く）
- (5) へき地保育所  
 「安心こども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連盟通知の別紙）の別添6の11に規定するへき地保育所
- (6) 幼稚園併設型認可外保育施設  
 児童福祉法施行規則第49条の2第4号に規定する施設



(7) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付された認可外保育施設「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成17年1月21日雇児発第0121002号）による証明書の交付を受けた施設。ただし、(7)は次の施設を除くことに注意してください。

※当該施設を利用する児童の半数以上が一時預かり（入所児童の保護者と日単位または時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの）による施設

※当該施設を利用する児童の半数以上が22時から翌日7時までの全部または一部の利用による施設

## 6 受験票・試験結果通知書の送付について

### (1) 筆記試験受験票

送付期間：平成26年7月19日（土）～平成26年7月27日（日）

・筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。

・筆記試験受験票が届いた時点で、カナ氏名・生年月日・住所・受験科目・免除科目等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、8月4日（月）までに保育士試験事務センターへ連絡してください。

※免除科目について、受験後に誤りの申し出があっても受け付けできません。

・上記期日を過ぎても届かない場合は、7月28日（月）から8月1日（金）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

### (2) 筆記試験結果通知書・実技試験受験票

送付期間：平成26年9月20日（土）～平成26年9月28日（日）

①『筆記試験結果通知書』・・・受験申請者全員（幼稚園教諭免許所有者で筆記試験全科目免除者は除く）

②『実技試験受験票（筆記試験結果通知書）』・・・筆記試験全科目合格者（実技試験受験対象者）

・実技試験受験票が届いた時点で、カナ氏名・生年月日・住所・受験分野等に誤りがないか確認してください。誤りがあった場合や受験票を紛失した場合は、10月10日（金）までに保育士試験事務センターまで連絡してください。

・上記期日を過ぎても届かない場合は、9月29日（月）から10月3日（金）の期

間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

### (3) 合格通知書・一部科目合格通知書・実技試験結果通知書

送付期間：平成26年11月29日（土）～平成26年12月7日（日）

①『合格通知書』・・・保育士試験に合格した方（※注1）

②『一部科目合格通知書』・・・筆記試験で1科目以上合格した方

③『実技試験結果通知書』・・・筆記試験全科目免除で実技試験が不合格だった方

※注1 幼稚園教諭免許所有者で、筆記試験全科目免除の場合は、平成26年7月19日（土）～平成26年7月27日（日）の期間に送付します。

期日を過ぎても届かない場合は、7月28日（月）から8月1日（金）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

・筆記試験にて合格科目がなく、実技試験受験対象者でない方へは、①～③の通知書は送付しません。

（9月に送付する筆記試験結果通知書が最後の送付物となります。）

・合格した筆記試験科目は、科目毎に合格した年を含めて3年間有効です。

・上記期日を過ぎても届かない場合は、12月8日（月）から12月25日（木）の期間に保育士試験事務センターまで連絡してください。

●筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。

●受験票や各通知書の不達・紛失のお問い合わせは、申請者本人からのみとします。

## 7 受験（筆記・実技）の際の注意事項について

① 試験会場への入場は、受験者本人に限ります。同伴者（お子様・ご家族等）の控室はありませんので、受験者本人以外の入場はご遠慮ください。

② 試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。

③ 試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による交通アクセスの照会等は絶対にしないでください。

④ 試験会場へは、公共交通機関を利用してください。

- ⑤ 交通障害等による延着も遅刻になります。各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認し、余裕を持って来場してください。
- ⑥ 当日の昼食は、各自持参してください。
- ⑦ 受験中、携帯電話等の機器の電源はすべて切ってください。携帯電話等の機器を受験中に使用することは不正行為とみなされる場合があります。
- ⑧ カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の筆記試験科目・実技試験分野すべてにおいて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

- ⑨ ゴミは試験会場には捨てず、各自で持ち帰ってください。
- ⑩ 会場では係員の指示に従ってください。
- ⑪ 筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。

※受験に際して補助等個別対応の必要な方（怪我、妊娠中等）は、受験申請前に保育士試験事務センターまで連絡してください。（障害をお持ちで受験上の配慮を希望される方は、受験申請のほかに、配慮に関する申請も必要です。）  
試験日直前などの申し出には、対応できませんので注意してください。

#### 8 保育士の登録について

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に登録事務処理センターにて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の機関へお問い合わせください。

※登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2ヶ月程度かかります。

登録についてのお問い合わせ先

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

TEL 03-5485-3150 URL <http://www.hoikushi.jp>

※保育士試験事務センターとは、別団体です。

#### 9 受験資格詳細

- (1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

- ① 学校教育法による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者
  - ② 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - ③ 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - ④ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）または特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
  - ⑤ 専修学校（専門学校）と各種学校について
    - (ア) 学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）または134条の1による各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者
    - (イ) (ア)に規定する当該専修学校の専門課程または当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
    - (ウ) 平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る）を卒業した者
  - ⑥ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
  - ⑦ 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者
  - ⑧ 児童福祉施設において、5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童の保護に従事した者
- (2) 次の①または②に該当する場合は、経過措置により受験資格があります。

- ① 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者
- ② 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者
- (3) 次の①～③に該当する者は、受験を希望する都道府県知事の認定を受け受験ができます。
- ① 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる(ア)～(オ)の施設等において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童等の保護または援護に従事した者。
- (ア) 「安心子ども基金管理運営要領」（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号）に規定するへき地保育所又はグループ型小規模保育事業
- (イ) 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等
- a：障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設
- b：障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）
- (ウ) 「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業
- (エ) 「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号）に規定する放課後児童健全育成事業
- (オ) 児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって同法第35条第4項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
- a：児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設
- b：aに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設

であって、当該届出をした施設

- c：児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設のうち、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条1項又は第3項の認定を受けたもの又は同条第5項の規定による公示がされた施設
- d：児童福祉法施行規則第49条の2第4号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設
- e：国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

- ② 上記①に掲げる施設等において5年以上の勤務で、総勤務時間数が7,200時間以上、児童等の保護または援護に従事した者
- ③ 上記(1)の①～⑥に準ずる者

10 お問い合わせ先

保育士試験指定試験機関

一般社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

フリーダイヤル：0120-4194-82

URL：http://www.hoyokyo.or.jp/exam/

ファックス：03-3590-5593

電話：03-3590-5561

Eメール：shiken@hoyokyo.or.jp